

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る供給条件
(高圧で電気の供給を受ける場合)

令和6年1月1日実施

株式会社 しおさい電力

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、電気需給約款(以下「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等を行います。)にもとづき高压で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

この供給条件は、2024 年 2 月分の計量期間等の始期から 2024 年 6 月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3 燃料費等調整単価の特別措置

(1)2(適用期間)に定める適用期間における、当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客様の燃料費等調整単価は、電力需給約款第6条(燃料費調整額)1. (c)にかかわらず、次の計算式によって算定された値とします。

燃料費調整単価 = (2) 基準燃料費等調整単価 - (5) 特別措置の燃料費等調整単価

(2) 基準燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - (3) \text{基準燃料価格}) \times \frac{(4) \text{の基準燃料単価}}{1,000} \\ &+ (\text{平均市場価格} - (3) \text{基準市場価格}) \times \frac{(4) \text{の基準市場単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	64,900 円
-------------	----------

(4) 基準燃料単価

基準単価は、平均燃料単価が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 0 厘
-------------	----------

(5) 基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 44 厘
-------------	-----------

(6) 基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	33 銭 7 厘
-------------	----------

(7)特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりいたします。

	2024 年2月分の計量期間等の始期から 2024 年5月分の計量期間等の終期まで の期間	2024 年6月分の計量期間等
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	0 円 90 銭

4 その他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は, 2024 年 1 月 1 日から実施いたします。